

(付属資料)

公認業者・責任技術者関連規則

1. 下水道法（抄）
2. 下水道法施行令（抜粋）
3. 仙台市下水道条例施行規則（抄）
4. 仙台市農業集落排水事業条例（抄）
5. 仙台市農業集落排水事業条例施行規則（抄）
6. 仙台市地域下水道条例（抄）
7. 仙台市地域下水道条例施行規則
8. 仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱
9. 仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目
10. 仙台市私道公共下水道設置基準要綱
11. 仙台市共同排水設備設置補助要綱

下水道法（抄）

（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）

最終改正：令和 3 年 5 月 10 日法律第 31 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- (2) 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（尿尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- (3) 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
 - ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの
- (4) 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2 以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2 以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- (5) 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第 27 条の規定により指定したものをいう。

- (6) 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- (7) 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。
- (8) 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。
- (9) 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

(第2条の2～第8条 省略)

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
- (3) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設

置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第 3 号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

- 3 第 1 項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（排水に関する受忍義務等）

第 11 条 前条第 1 項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

- 3 第 1 項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第 2 項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（除害施設の設置等）

第 12 条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（第 12 条の 2 以下省略）

下水道法施行令（抜粋）

（昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号）

最終改正：令和 3 年 10 月 29 日政令第 296 号

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第 8 条 法第 10 条第 3 項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (5) 管渠きよの勾こう配は、やむを得ない場合を除き、100 分の 1 以上とすること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。
- (7) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠きよは、暗渠きよとすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- (8) 暗渠きよである構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もつばら雨水を排除すべき管渠きよの始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾こう配が著しく変化する箇所。ただし、管渠きよの清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠きよの長さがその内径又は内のり幅の 120 倍をこえない範囲内において管渠きよの清掃上適当な箇所

- (9) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- (10) ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが 15 センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠きよの内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- (11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

仙台市下水道条例施行規則（抄）

（昭和 36 年 1 月 15 日仙台市規則第 5 号）

最終改正：平成 27 年 3 月規則第 35 号

（目的）

第 1 条 この規則は、仙台市下水道条例（昭和 35 年仙台市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 削除

（排水設備の共同設置）

第 3 条 排水設備は義務者が単独でこれを設置しなければならない。ただし、土地、建物その他のものの状況により単独で設置することが不能若しくは困難であるときは、市長の承認を受け数人が共同してこれを設置することができる。

2 前項ただし書の場合は、各義務者は、その排水設備に関する義務について連帯してその責に任ずる。

3 第 1 項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、代表者を定め連署の上、共同排水設備設置承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 前項の代表者を変更したときは、共同排水設備設置者代表者変更届を市長に提出しなければならない。

（排水設備設置期間の延長）

第 4 条 条例第 3 条第 2 項の規定により、排水設備設置期間の延長の許可を受けようとする者は、排水設備設置期間延長許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、排水設備設置期間の延長を許可したとき又は許可しなかったときは、その旨を申請者に通知する。

（排水設備の基準）

第 5 条 条例第 4 条第 3 号に規定する市長が別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 排水設備は、公共下水道の排水管又は排水渠（以下「管渠」という。）にあつては排水設備取付管の中心線の延長が管渠の中心線に合致するように固着させ、その取付けにあつては管渠を損傷しないように、かつ、内壁に突き出ないように使用管材に適合した支管及び接合剤を使用し、内外面の仕上げをすること

(2) 排水設備の最終管を既設の取付管に接続する際は、管底に食い違いの生じないようにすること

(3) 管の布設にあつては、勾配に注意し、その継手を使用管材に適合した接合剤を使用して接合し、管内面にはみ出した接合剤を完全に取り除くこと

(4) 公共下水道のます（合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきますを除く。）にあつてはインバートの上流端に、公共下水道のマンホールにあつてはその壁の下部にそれぞれ接合させること

- (5) 排水管の土かぶりは、公道内では 60 センチメートル以上、私道内では 45 センチメートル以上、宅地内では 20 センチメートル以上を標準とすること
- (6) 排水設備の附帯設備の設置については、次に掲げるところによること
 - イ 浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下をとめるのに必要な目幅十ミリメートル以下のストレーナーを設けること
 - ロ 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所には、ポンプ施設を設けること
 - ハ 土砂等を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること
 - ニ 浴場、流し場等の汚水流出箇所にはトラップを付け、トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破れるおそれがあるときは、通気管を設けること
 - ホ 特に悪臭を放つ箇所には、防臭装置を設けること
 - ヘ 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂分離装置を設けること
 - ト 排水設備及び公共下水道施設に支障を来すおそれがある機器等を設置しないこと

(排水設備等設置の申請及び確認)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請書は、排水設備等新設等確認申請書によるものとし、これに添付すべき必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した縮尺 300 分の 1 以上の平面図
 - イ 排水設備等を設置する敷地の境界線
 - ロ 設置場所の附近の道路及び公共下水道の施設の位置
 - ハ 排水設備等を設置する敷地内の建築物及び炊事場、浴室等汚水を排除する施設及び雨水排水施設の位置
 - ニ 管渠^{きょ}の配置、形状、寸法及び勾配
 - ホ ます及びマンホールの配置、形状、及び寸法
 - ヘ 排水設備等の設置場所（位置図）
 - ト 他人の排水設備等に接続するときは、その位置
 - チ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
 - (2) ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した構造詳細図
 - (3) 除害施設を設置するときは、次に掲げる事項を記載した事業排水の水質協議書
 - イ 除害施設設置計画
 - ロ 除害施設維持管理計画
 - ハ その他市長が必要と認める事項
 - (4) 排水設備等の設置場所の地表勾配及び管渠^{きょ}の勾配を表示した縦断面図、排水設備工事調書その他の市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請について、当該排水設備等の新設等の計画が法令の規定に適合することを確認したときは、その旨を申請者に通知する。

(確認申請書の変更届)

第 7 条 条例第 5 条第 2 項の規定による届出は、排水設備等新設等確認申請書記載事項変更届によ

る。

第8条 削除

(排水設備の竣工届等)

第9条 条例第6条第1項の規定による届出は排水設備等竣工届による。

2 条例第6条第2項の規定による章標は、排水設備等の設置場所の門柱その他の見やすい場所に掲示するものとする。

(義務者の異動の届出)

第10条 条例第7条(条例第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、義務者(使用者)異動届による。

(義務者の管理人の選定届等)

第11条 条例第8条第1項(条例第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、管理人選定(異動)届による。

(使用の開始等の届出)

第12条 条例第9条第1項の規定による届出は下水道使用開始等届による。

(住所変更届)

第13条 義務者が住所を変更したときは、すみやかに、義務者住所変更届を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、使用者及び管理人にこれを準用する。

(第14条以下 省略)

附 則(平二七、三・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

仙台市農業集落排水事業条例（抄）

（平成 2 年 12 月 13 日仙台市条例第 53 号）

最終改正：令和 3 年 10 月 12 日条例第 34 号

（目的）

第 1 条 この条例は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域について、排水処理施設の整備を図り、もって農業集落における生活環境の改善及び農業用排水の水質保全に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は附随する廃水をいう。
- (2) 排水処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管、排水きよその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- (3) 排水設備 汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (4) 処理区域 この条例に基づき設置する排水処理施設により汚水を処理することができる区域をいう。

（排水処理施設の設置等）

第 3 条 処理区域における汚水を処理するための排水処理施設として、農業集落排水処理施設を設置する。

2 処理区域は、別表に掲げる区域とする。

（排水設備の設置義務）

第 4 条 新たに処理区域とされることとなった区域内の土地の所有者（当該土地が建築物の敷地である場合にあつては、当該建築物の所有者）は、当該処理区域とされることとなった日から 1 年以内に排水設備を設置しなければならない。

2 市長は、前項の規定により排水設備を設置しなければならない者について、次の各号の一に該当する事情があると認めるときは、同項の期限を延長することができる。

- (1) 地勢上、自然流下によっては、農業集落排水処理施設への汚水の排出が困難である場合
- (2) 災害その他特別の事由がある場合

（排水設備の新設等の基準）

第 5 条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 8 条第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 10 号までの規定の例によること
- (2) 排水設備は、農業集落排水処理施設のますその他の排水施設（所有者の承諾を得て他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。次号において「ます等」という。）に固着させること
- (3) 排水設備は、規則で定めるところにより、農業集落排水処理施設の機能を妨げ、又は農業集落排水処理施設を損傷することのないように、ます等に固着させること
（排水設備の新設等の確認）

第 6 条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その内容が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を受けた者は、その確認に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更をする場合については、この限りでない。
- 3 前項ただし書の軽微な変更をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

（工事完了の検査等）

第 7 条 排水設備の新設等の工事を完了した者は、その工事の完了した日から 5 日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る工事が第 5 条各号に掲げる基準に適合しているかどうかについて、検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の検査の結果、工事が第 5 条各号に掲げる基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対して、検査済証及び標章を交付するものとする。

（排水設備の工事の施工に係る資格）

第 8 条 排水設備の新設等の工事については、仙台市下水道条例（昭和 35 年仙台市条例第 19 号）第 6 条の 2 から第 6 条の 14 までの規定を準用する。

（第 9 条、第 10 条 省略）

（水洗便所の設置義務等）

第 11 条 処理区域内において建築物を建築する場合は、便所は、水洗便所（污水管が農業集落

排水処理施設に連結されたものに限る。以下同じ。) 以外の便所としてはならない。

2 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該建築物の敷地が新たに処理区域とされることとなった日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の期限の延長について準用する。

(し尿の排除の制限)

第12条 し尿を農業集落排水処理施設に排除しようとする者は、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第13条 農業集落排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止した者又は休止した農業集落排水処理施設の使用を再開した者は、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。

(第14条～第23条 省略)

(過料)

第24条 詐欺その他不正の手段により、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(附則 省略)

仙台市農業集落排水事業条例施行規則（抄）

（平成 3 年 3 月 30 日仙台市規則第 32 号）

最終改正：平成 29 年 9 月規則第 83 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、仙台市農業集落排水事業条例（平成 2 年仙台市条例第 53 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（第 2 条 省略）

（排水設備の新設等の基準）

第 3 条 条例第 5 条第 3 号の規定による排水設備の新設、増築又は改築は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 仙台市下水道条例施行規則（昭和 36 年仙台市規則第 5 号。以下「下水道規則」という。）第 5 条第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号（トを除く。）の規定の例によること
 - (2) 屋外に設置する排水管の内径は、100 ミリメートル以上（一の建築物から排除される汚水を排除すべき排水管でその長さが 3 メートル以下のものにあつては、75 ミリメートル以上）とすること。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
 - (3) 農業集落排水処理施設の排水管又は排水きよ（以下「管きよ」という。）に排水設備を固着させるときは、排水設備の取付管の中心線の延長が管きよの中心線に合致するようにするとともに、管きよを損傷し、又は内壁に突き出ることのないように使用管材に適合した支管及び接合剤を使用し、内外面の仕上げをすること
 - (4) 農業集落排水処理施設のますにあつてはそのインバートの上流端に、農業集落排水処理施設のマンホールにあつてはその壁の下部にそれぞれ接合させること
 - (5) 排水設備及び農業集落排水処理施設に支障をきたすおそれがある機器等を設置しないこと
- （排水設備及び除害施設の新設等の確認の申請）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項（条例第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする者は、排水設備等新設等確認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を記載した縮尺 300 分の 1 以上の平面図
 - イ 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）を設置する敷地の境界線
 - ロ 排水設備等の新設等を行う場所の付近の道路及び農業集落排水処理施設の位置
 - ハ 炊事場、浴室等汚水を排除する施設、排水設備等を設置する敷地内の建築物及び雨水排水施設の位置
 - ニ 管きよの配置、形状、寸法及び勾配
 - ホ ます及びマンホールの配置、形状及び寸法

- ヘ 他人の排水設備等に接続するときは、その位置
 - ト その他汚水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
 - (2) ポンプ施設を設けるときにあつては、その構造、能力、形状、寸法等を表示したもの
 - (3) 除害施設を設置するときは、次に掲げる事項を記載した事業排水の水質協議書
 - イ 除害施設設置計画
 - ロ 除害施設維持管理計画
 - ハ その他市長が必要と認める事項
 - (4) 排水設備等の設置場所の地表勾配及び管きよの勾配を表示した縦断面図、排水設備工事調書
その他の市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請の内容が条例第5条各号に掲げる基準に適合するものであることを確認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(確認事項の変更届等)

第5条 条例第6条第2項(条例第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けようとする者は、排水設備等新設等確認事項変更届を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第3項(条例第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、排水設備等新設等確認事項軽微変更届を市長に提出して行うものとする。

(工事完了の届出等)

第6条 条例第7条第1項(条例第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、排水設備等工事完了届を市長に提出して行うものとする。

2 条例第7条第3項(条例第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により交付された標章は、排水設備等の設置場所の門柱その他の見やすい場所に掲示するものとする。

(第7条～第10条 省略)

(使用開始等の届出)

第11条 条例第13条の規定による届出は、農業集落排水処理施設使用開始等届を市長に提出して行うものとする。

(第12条以下 省略)

附 則(平二九、九・改正)

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

仙台市地域下水道条例（抄）

（昭和 62 年 9 月 25 日仙台市条例第 88 号）

最終改正：令和元年 6 月条例第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地域下水道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。
- (2) 地域下水道 汚水を排除するために設けられる排水管、排水きょその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体で仙台市下水道条例（昭和 35 年仙台市条例第 19 号。以下「下水道条例」という。）の適用を受けないものをいう。
- (3) 処理区域 別表に規定する住宅団地の区域をいう。
- (4) 排水設備 汚水を地域下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょその他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (5) 使用者 汚水を地域下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (6) 使用月 地域下水道の使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね 1 月の期間（その始期及び終期は、市長が定める。）をいう。

（設置）

第 3 条 処理区域における汚水を処理するため、地域下水道を設置する。

（排水設備の設置）

第 4 条 地域下水道の供用が開始された場合においては、当該地域下水道の処理区域内の土地の所有者（当該土地が建築物の敷地である場合にあつては、当該建築物の所有者）は、当該供用の開始の日から 3 月以内に、排水設備を設置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号の一に該当する場合は、同項の期間の延長を許可することができる。

- (1) 地勢上、自然流下によっては、地域下水道への汚水の排出が困難であると認められるとき
- (2) 災害があつた場合において、特に必要があると認められるとき
- (3) その他特別の事情があると認められるとき

（排水設備の接続方法、内径その他の基準）

第 5 条 排水設備の新設、増設又は改築を行おうとするときは、次の各号に定めるところによら

なければならない。

- (1) 地域下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、地域下水道のますその他の排水施設（所有者の承諾を得て他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。次号において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに固着させること
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、地域下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、市長が別に定める基準によること
- (3) 排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径
150 人未満	100 ミリメートル以上（こう配 100 分の 2 以上）
150 人以上 300 人未満	125 ミリメートル以上（こう配 100 分の 1.7 以上）
300 人以上 500 人未満	150 ミリメートル以上（こう配 100 分の 1.5 以上）
500 人以上	200 ミリメートル以上（こう配 100 分の 1.2 以上）

（水洗便所の設置義務等）

第 6 条 処理区域内において建築物を建築する場合は、便所は、水洗便所（污水管が地域下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）以外の便所としてはならない。

2 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、地域下水道の供用開始の日から 3 年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の期間の延長について準用する。

（し尿の排除の制限）

第 7 条 使用者は、し尿を地域下水道に排除しようとするときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

（第 8 条以下 省略）

附 則(令元、六・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年九月一日から施行する。

仙台市地域下水道条例施行規則

(昭和 62 年 10 月 31 日仙台市規則第 104 号)

最終改正：平成 24 年 12 月規則第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、仙台市地域下水道条例（昭和 62 年仙台市条例第 88 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 仙台市下水道条例施行規則（昭和 36 年仙台市規則第 5 号）第 3 条から第 5 条まで、第 13 条及び第 17 条の規定は、地域下水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 条第 1 項	条例第 3 条第 2 項	仙台市地域下水道条例第 4 条第 2 号
第 5 条	条例第 4 条第 3 号	仙台市地域下水道条例第 5 条第 2 号
第 5 条第 1 号及び第 4 号	公共下水道	地域下水道

2 仙台市公認排水設備工事業者規則（平成 12 年仙台市規則第 122 号。次条において「公認業者規則」という。）第 2 章から第 5 章までの規定は、仙台市地域下水道条例第 11 条第 2 号において準用する仙台市下水道条例（昭和 35 年仙台市条例第 19 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する公認業者及び第 6 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する責任技術者に関する事項について準用する。

(この規則に定めのない事項)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、仙台市地域下水道条例の施行については、仙台市下水道条例施行規則第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条から第 12 条まで、第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定の例による。

(実施細目)

第 4 条 この規則の実施細目は、建設局長が定める。

附 則（平 24、12・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱

(昭和63年2月15日下水道局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が金融機関の協力の下に、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者、又はし尿浄化そうを廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする者に対し、くみ取便所の改造及びこれに伴う排水設備の設置等に係る資金の融資あっせん（以下「あっせん」という。）を行うことにより、水洗便所の普及の促進及び環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(あっせん条件)

第2条 あっせんを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（法人を除く。以下同じ。）

とする。

- (1) 本市の下水処理区域内にある家屋の占有者で、公共下水道の供用開始の日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造しようとするもの、又は公共下水道の供用開始の日から1年以内にし尿浄化そうを廃止して排水管を公共下水道に接続しようとするもの。ただし、特別な事情で市長が相当な事由があると認めるときはこの限りでない。
- (2) 本市の市税を滞納していない者
- (3) 下水道事業受益者負担金を滞納していない者
- (4) 償還能力がある者
- (5) 暴力団等と関係を有していない者

(あっせんの限度額)

第3条 あっせんの限度額は、次の表の左欄に掲げる前条各号に該当する者が占有する家屋の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の合計額（当該額が200万円を超える場合には、200万円）以内の額とする。

前条各号に該当する者が占有する家屋の区分	金額
くみ取便所を設置している家屋 (アパートを除く。)	50万円
くみ取便所を設置しているアパート	50万円に水洗便所の便器の数を乗じて得た額
し尿浄化そうを設置している家屋	50万円

(申請)

第4条 あっせんを受けようとする者は、水洗化工事資金融資あっせん申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(あっせんの決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、あっせんをする旨の決定をしたときは、水洗化工事資金融資あっせん決定通知書により当該決定を受けた者にその旨を通知するとともに、金融機関に融資の依頼を行うものとする。

(貸付け)

第6条 前条に規定する、依頼及び当該依頼に係る金融機関からの融資は、所定の工事の完了後、当該工事に係る検査済証を確認の上行うものとする。

(保証人)

第7条 第5条に規定する決定を受けた者は、金融機関からの融資を受けるに当たり、次の要件を具備する連帯保証人を1人立てなければならない。

- (1) 市内に居住していること
- (2) 市県民税の所得割納税義務者であり、市県民税の所得割の滞納がないこと

(償還等)

第8条 あっせんに係る貸付金（以下「貸付金」という。）の償還は、貸付けを受けた日の属する月の翌月から36月以内において、毎月均等に行うものとする。

- 2 貸付金は、無利子とする。
- 3 支払日後に貸付金の支払をする場合は、当該支払日に支払うべき支払金の額に支払日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、年14パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して支払わなければならない。

(あっせんの決定の取消し)

第9条 市長は、第5条に規定する決定を受けた者が当該決定の後3月以内に金融機関からの融資を受けない場合は、当該決定を取り消すものとする。

(利子補給)

第10条 本市は、金融機関に対して6月、9月、12月、3月の年4回に分けて利子補給を行うものとする。

- 2 利子補給の利率は、当該年度4月1日現在の長期プライムレートとし、半年後の10月1日現在において、見直しを行うものとする。

(損失補償)

第11条 本市は、当該融資により金融機関に損失が生じた場合は、その損失を補償するものとする。

- 2 損失補償の限度額は、損失が確定した日における当該融資を行った金融機関に係る未償還元金の1割に相当する額とする。

(実施細目)

第12条 この要綱の実施細目は、建設局下水道経営部長が定める。

附 則 (令和4年3月18日改正)

(実施期日)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目

(昭和63年2月15日下水道局管理部長決裁)

仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱の、具体的取扱方法、手続等について次のように定める。

第1条関係（取扱金融機関）

取扱金融機関は、七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・宮城第一信用金庫・仙台農業協同組合の、本店又は支店で仙台市内に所在するものとする。

第2条関係（あっせんの条件）

- 1 専用住宅以外の家屋は融資あっせんの対象にはならないが、住宅兼店舗家屋についてはあっせんの対象とする。
- 2 下水処理区域となった後、当該区域内において新築及び増改築に伴い、建築確認を受けた家屋は対象としない。
- 3 あっせんの対象者（以下「対象者」という。）は居住地を問わず、原則として家屋の所有者とする。
- 4 家屋の所有者が死亡している場合は、当該家屋の相続人とみなされる者を対象者とすることができる。
- 5 家屋の所有者が市外居住の場合、所有者の承諾を得た所有者の家族を対象者とすることができる。
- 6 家主の承諾を得て借家人が水洗化改造をする場合は、借家人を対象者とすることができる。
- 7 家屋の所有者が複数の場合は、所有者の中の1名を対象者とする。
- 8 要綱第2条に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定する普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税の種別割、都市計画税とする。

第3条関係（あっせんの限度額）

あっせん額の単位は千円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

第4条関係（申請）

- 1 申請者の添付書類
 - (1) 様式第1号（市税納付状況の確認に同意しない場合は、市税の滞納がないことの証明書。ただし、申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
 - (2) 印鑑証明書
 - (3) 市県民税の納税証明書及び建物の所有者を確認できる書類（登記簿謄本、不動産売買契約書、固定資産税の納税証明書等）
- 2 連帯保証人の添付書類
 - (1) 市県民税の納税証明書
 - (2) 印鑑証明書
- 3 その他次に掲げる場合は、それぞれ次に定める書類を添付するものとする。
 - (1) 家屋の所有者が死亡している場合は、死亡者と申請者の続柄を証明できる戸籍謄本
 - (2) 申請日が属する年の1月2日以降に本市に転入した場合は、住民票

第10条関係（利子補給）

取扱金融機関が解散、合併等により消滅した場合にあっては、債権を引き継いだ金融機関に対して利子補給を行うものとする。

第11条関係（損失補償）

取扱金融機関が解散、合併等により消滅した場合にあっては、債権を引き継いだ金融機関に対して損失補償を行うものとする。

附 則 （令和4年3月18日改正）

（実施期日）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

仙台市私道公共下水道設置基準要綱

(昭和63年2月15日下水道局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道事業計画区域内の私道へ、本市が公共下水道を設置することにより、下水道の普及促進及び施設の適正な管理を図り、もって生活環境の改善及び公衆衛生の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私道

次に掲げる道路以外の道路をいう。

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路

ロ 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

(2) 公共下水道

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。

(3) 共同排水設備

汚水を排除するため私道に設置された下水道法（昭和33年法律第79号）第10号第1項に規定する排水設備のうち、共同で利用されているもの

(設置基準及び条件)

第3条 私道へ公共下水道を設置する基準及び条件は、次のとおりとする。ただし、市長が公益上特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 私道への公共下水道を設置することにより当該公共下水道の利用が可能となる家屋（以下「利用家屋」という。）が2戸以上あること。ただし、集合住宅の場合は1棟を1戸と、複数の家屋であってもその所有者が同じ場合は1戸とみなして利用家屋の算定を行うものとする。また、家屋の敷地が公共下水道の設置されている道路に面している家屋は、利用家屋の算定から除外するものとする。

(2) 私道の幅員が2.7メートル以上あり、かつ、その一端が既に公共下水道が設置されている公道又は私道に接続していること。

(3) 私道に所有権その他権利を有する者（以下「所有権者等」という。）全員が、私道への公共下水道の埋設占用条件を承認のうえ、当該私道への公共下水道の設置を承諾していること。

(4) 私道への公共下水道の設置完了後、原則として利用家屋の全戸が速やかに排水設備を当該公共下水道に接続すること。また、共同排水設備の廃止が必要な場合は当該共同排水設備の所有者が撤去、閉塞等を行うこと。

(5) 原則として自然流下による下水の排除が可能であること。ただし、地形上自然流下が困難な場合には、別に定める基準により設置するポンプ施設により下水の排除が可能であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区域内にある私道については、この要綱は適用しない。

- (1) 新たに敷地造成（開発行為によるものに限る。）を行う区域
- (2) 公共下水道事業計画区域内で、都市計画又は区画整理事業により公共下水道を設置した区域
- (3) 既に処理区域となっている区域で、次に掲げる共同排水設備が設置されているもの
イ 本市から共同排水設備設置補助金の交付を受けて設置された共同排水設備
ロ 修繕等を行うことにより、仙台市私道共同排水設備引取り要綱（平成10年7月3日下水道局長決裁）に適合することとなる共同排水設備
- (4) 国又は地方公共団体の所有する家屋のみが所在する区域
- (5) 公社、公団その他の法人の所有する家屋のみが所在する区域
（事前調査）

第4条 市長は、私道への公共下水道の設置を希望する者（以下「設置希望者」という。）から申出があった場合は、次条の規定による設置希望者の申請書の提出以前に現地調査その他の必要な調査を行うものとする。

（申請及び決定）

第5条 設置希望者は、代表者を定め、当該代表者を通じて市長に申請するものとする。なお、当該申請をするにあたっては、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 私道公共下水道設置申請書
- (2) 申請者の名簿
- (3) 所有権者等の公共下水道埋設承諾書
- (4) 公共下水道埋設承諾書に添付する所有権者等の印鑑証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請があったときは提出された書類を審査し、この要綱に定める設置基準及び要件に適合していると認めるものについては、私道公共下水道設置申請受理通知書により設置希望者の代表者に通知するものとする。

（実施細目）

第6条 この要綱の実施細目は、建設局下水道管理部長が定める。

附 則（令和4年3月31日改正）

（実施期日）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

仙台市共同排水設備設置補助要綱

(昭和63年2月15日下水道局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内にある私道又は宅地（以下「私道等」という。）において、共同で排水設備を設置する者に対し、予算の範囲内で補助を行うことにより、水洗便所の普及を図り、もって生活環境の改善に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「共同排水設備」とは、法第10条第1項に規定する排水設備（ポンプ施設を含む。）で、2戸（集合住宅の場合は1棟を1戸とし、また複数の家屋であっても所有者が同じ場合は1戸とみなして算定する。また、家屋の敷地が公共下水道の設置されている道路に面している家屋は、算定から除外するものとする。）以上の家屋が共同で使用するものをいう。

2 前項に規定する共同排水設備の設置工事（以下「工事」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 共同排水管及びマンホールの設置工事
- (2) 宅地内の接続ます及びこれに接続する取り出し管の設置工事
- (3) 前2号の工事に伴い必要となる土留工（木矢板工）、道路の原形復旧に必要となる舗装復旧工（舗装道）及び路面復旧工（砂利道）、試験掘り並びに設計費用
- (4) その他市長が公益上特に必要と認める工事

(補助の要件)

第3条 補助の対象とする工事（以下「補助対象工事」という。）は、共同排水設備を設置することを目的とする工事で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 共同排水設備の設置及び構造に関し、関係法令の規定に適合するもの
- (2) 工事に関し、私道等の所有者、地上権者その他の利害関係者全員の承諾を得られること
- (3) 工事完了の後、共同排水設備の使用者が速やかにくみ取り便所を水洗便所に改造し、または既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道管に接続するものであること
- (4) 共同排水設備を設置する敷地が、工事に支障のない幅員を有すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区域内にある私道等において行う共同排水設備を設置する工事は、これを補助対象工事としない。

- (1) 新たに敷地造成を行う区域
- (2) 国または地方公共団体の所有する家屋のみが所在する区域
- (3) 公社、公団その他の法人の所有する家屋のみが所在する区域

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の10分の8の額とする。ただし、ポンプ施設の工事にあつては、当該工事に要した費用の全額に相当する額とする。

2 前項の場合において、補助金の額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 市長は、補助対象工事を希望する者から申出があった場合は、必要な調査を行い、この要綱に適合する場合は申請させるものとする。

2 共同排水設備設置補助を申請する場合は、共同排水設備設置承認及び確認申請を受けてから申請すること。

3 補助金の交付を受けようとする者は、代表者を選任し共同排水設備設置補助申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 私道所有者等の共同排水設備設置承諾書

(2) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは速やかに当該申請の内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、その旨を共同排水設備設置補助金交付決定通知書により、代表者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(工事の施工及び検査)

第7条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた代表者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、仙台市下水道条例（昭和35年仙台市条例第19号）第6条の2に規定する公認業者（公認業者による施工が困難な場合には、仙台市指名登録工事業者とする。以下「工事業者」という。）により工事を行わなければならない。

2 代表者は、工事の内容を変更しようとするときは遅滞なく、共同排水設備設置承認及び変更確認申請書に、第5条第2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 代表者は、工事完了後5日以内に、共同排水設備工事竣工届に必要な書類を添付して市長に提出し、その検査を受けなければならない。

4 前項の検査に合格したときは、市長は代表者に対し、共同排水設備竣工検査済証を交付する。

5 市長は、工事の適正を期するため必要があると認めるときは、現場に職員を立ち入らせ、検査をさせることができる。

6 市長は、前3項の検査の結果により、工事が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、是正措置を命ずることができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第3項の検査の結果工事が適切であると認めるときは、速やかに補助金の額を決定し、補助金を代表者に交付するものとする。

2 代表者は、工事業者への補助金の支払いを完了したときは、速やかに共同排水設備設置補助金支払報告書により市長に報告しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、代表者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 正当な理由がなく、工事を著しく遅滞させたとき
- (2) 工事を中止し、または廃止したとき
- (3) 詐欺その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- (4) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき
- (5) その他、この要綱の規定に違反したとき

(維持管理義務)

第10条 補助に係る共同排水設備の維持管理は、代表者が行うものとする。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に必要な細目は、建設局下水道管理部長が定める。

附 則 (令和4年3月31日改正)

(実施期日)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

仙台市公認排水設備工事業者・責任技術者規則集

発行 令和4年5月

仙台市建設局下水道経営部業務課

TEL 022-214-8337、FAX 022-268-4318